

感染防止対策に係わる他機関との連携等に関する調査結果の概要

保健所等と消防本部の協定締結状況についてお知らせします。

本調査は、平成 27 年 1 月に初回調査を実施し、令和 2 年度調査で 8 回目となります。
今回、全ての都道府県において協定等締結が完了していない状況を踏まえ、より一層の
取組促進を図るため、調査結果を情報提供することとしました。

保健所等と消防本部において協定等未締結の都道府県及び消防本部につきましては、引き続き、協定等締結のための調整をお願いします。

1 令和 2 年度の保健所等と消防本部の協定等締結状況全体像(令和 2 年 8 月 1 日現在)

- 726 消防本部のうち、594 消防本部 (81. 8%) が、保健所等から「エボラ出血熱の患者の移送については消防本部の協力が必要」と協力要請を受けている。
- 726 消防本部のうち、524 消防本部 (72. 2%) が「エボラ出血熱の患者の移送について保健所等との協定等締結済み」となっている。
- 726 消防本部のうち、20 消防本部 (2. 8%) が「保健所等と消防本部において協議し合意したが協定等未締結」となっている。
- 726 消防本部のうち、50 消防本部 (6. 9%) が「保健所等と消防本部において協議未完了(協議中、未合意含む。)」となっている。
- 726 消防本部のうち、132 消防本部 (18. 1%) が、保健所等から「エボラ出血熱の患者の移送については消防本部の協力は不要」となっている。

表 1 令和 2 年度調査結果の全体像 (n=726)

保健所からの協力 要請	協議の状態	協定等締結の有無
あり 594 (81. 8%)	協議済み 544 (75. 0%)	協定等締結済み 524 (72. 2%)
		協定等締結なし 20 (2. 8%)
	協議未完了(協議中) 50 (6. 9%)	
なし 132 (18. 1%)		

※消防本部から保健所に問合せ、「エボラ出血熱患者の移送については消防本部の協力は不要」と回答を得た数。

2 令和2年度の調査における都道府県の協定等締結状況

※これ以降の表においては、協定等締結済みの消防本部に加え、「保健所等に対応するため消防本部の協力が不要」と回答した消防本部を協定等締結としている。

- (1) 全ての消防本部で「エボラ出血熱の患者移送」について保健所等と合意し、協定等締結済みの都道府県は26都府県(表2)

表2 協定等締結完了の都道府県(令和元年度調査との比較)

都道府県(26都府県)	令和2年度調査	前回調査(令和元年度)	(R2-R1)増加率
	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率増減 (ポイント)
青森県	100% (11/11)	100% (11/11)	
岩手県	100% (12/12)	100% (12/12)	
秋田県	100% (13/13)	100% (13/13)	
山形県	100% (12/12)	100% (12/12)	
埼玉県	100% (27/27)	100% (27/27)	
東京都	100% (5/5)	100% (5/5)	
神奈川県	100% (24/24)	100% (24/24)	
新潟県	100% (19/19)	100% (19/19)	
富山県	100% (8/8)	100% (8/8)	
石川県	100% (11/11)	100% (11/11)	
山梨県	100% (10/10)	100% (10/10)	
岐阜県	100% (20/20)	100% (20/20)	
三重県	100% (15/15)	100% (15/15)	
滋賀県	100% (7/7)	86% (6/7)	増 14
京都府	100% (15/15)	100% (15/15)	
奈良県	100% (3/3)	100% (3/3)	
和歌山県	100% (17/17)	100% (17/17)	
鳥取県	100% (3/3)	100% (3/3)	
島根県	100% (9/9)	100% (9/9)	
岡山県	100% (14/14)	100% (14/14)	
徳島県	100% (13/13)	100% (13/13)	
愛媛県	100% (14/14)	100% (14/14)	
高知県	100% (15/15)	100% (15/15)	
長崎県	100% (10/10)	100% (10/10)	
熊本県	100% (12/12)	100% (12/12)	
大分県	100% (14/14)	100% (14/14)	

- (2) 前年度調査と比較して協定等締結率は増えたが、全ての消防本部で協定等締結に至っていない都道府県は7県(表3)

表3 協定等締結率は増えたが全ての消防本部で協定等締結には至っていない都道府県

都道府県(7県)	令和2年度調査	前回調査(令和元年度)	(R2-R1)増加率
	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率増減 (ポイント)
長野県	92% (12/13)	85% (11/13)	増 7
静岡県	88% (14/16)	38% (6/16)	増 50
広島県	85% (11/13)	69% (9/13)	増 16
兵庫県	50% (12/24)	42% (10/24)	増 8
佐賀県	20% (1/5)	0% (0/5)	増 20
鹿児島県	85% (17/20)	80% (16/20)	増 5
沖縄県	89% (16/18)	50% (9/18)	増 39

- (3) 前年度調査と比較して協定等締結率の進展等がなかった都道府県は5道県(表4)

表4 協定等締結率の進展がなかった都道府県

都道府県(5道県)	令和2年度調査	前回調査(令和元年度)	(R2-R1)増加率
	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率増減 (ポイント)
北海道	97% (56/58)	97% (56/58)	
茨城県	96% (23/24)	96% (23/24)	
栃木県	92% (11/12)	92% (11/12)	
福島県	75% (9/12)	75% (9/12)	
山口県	75% (9/12)	75% (9/12)	

5道県の協定等未締結本部の協議状況

北海道(2本部): 協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

茨城県(1本部): 具体的な協議はこれから行う。

栃木県(1本部): 協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

福島県(3本部): 保健所等から再協議の申し出がなく、協定等締結の見込みは立っていない。

山口県(3本部): 2本部は保健所等との間で協議中。1本部は具体的な協議をこれから行う。

(4) 前年度調査と比較して協定等締結率が減少した都道府県は9府県(表5)

表5 協定等締結率が減少した都道府県

都道府県(9府県)	令和2年度調査	前回調査(令和元年度)	(R2-R1)増加率
	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率(%) (協定等締結本部数/全本部数)	協定等締結率増減 (ポイント)
宮城県	91% (10/11)	100% (11/11)	減 9
群馬県	82% (9/11)	91% (10/11)	減 9
千葉県	45% (14/31)	48% (15/31)	減 3
福井県	89% (8/9)	100% (9/9)	減 11
愛知県	94% (32/34)	97% (33/34)	減 3
大阪府	96% (26/27)	100% (27/27)	減 4
香川県	89% (8/9)	100% (9/9)	減 11
福岡県	92% (22/24)	100% (24/24)	減 8
宮崎県	30% (3/10)	90% (9/10)	減 60

9府県の協定等未締結本部の協議状況

宮城県(1本部):保健所等との間で協議中。

群馬県(2本部):1本部は保健所等との間で協議中。1本部は協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

千葉県(17本部):1本部は協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。5本部は保健所等との間で協議中。11本部は具体的な協議をこれから行う。

福井県(1本部):具体的な協議をこれから行う。

愛知県(2本部):1本部は具体的な協議をこれから行う。1本部は協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

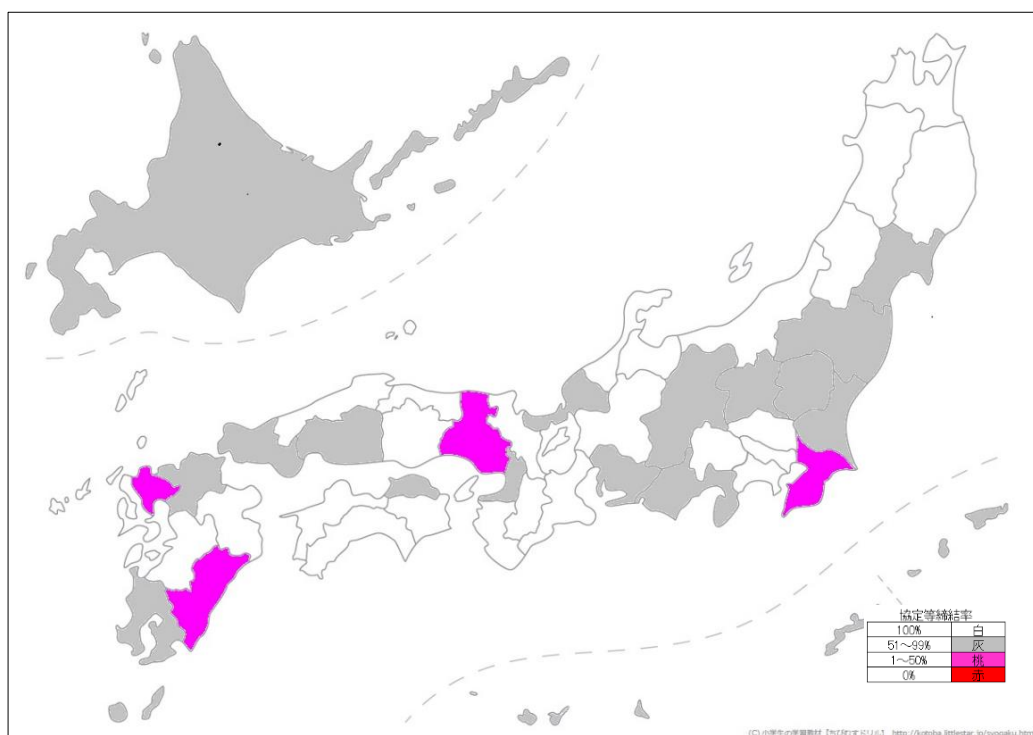
大阪府(1本部):協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

香川県(1本部):具体的な協議をこれから行う。

福岡県(2本部):協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。

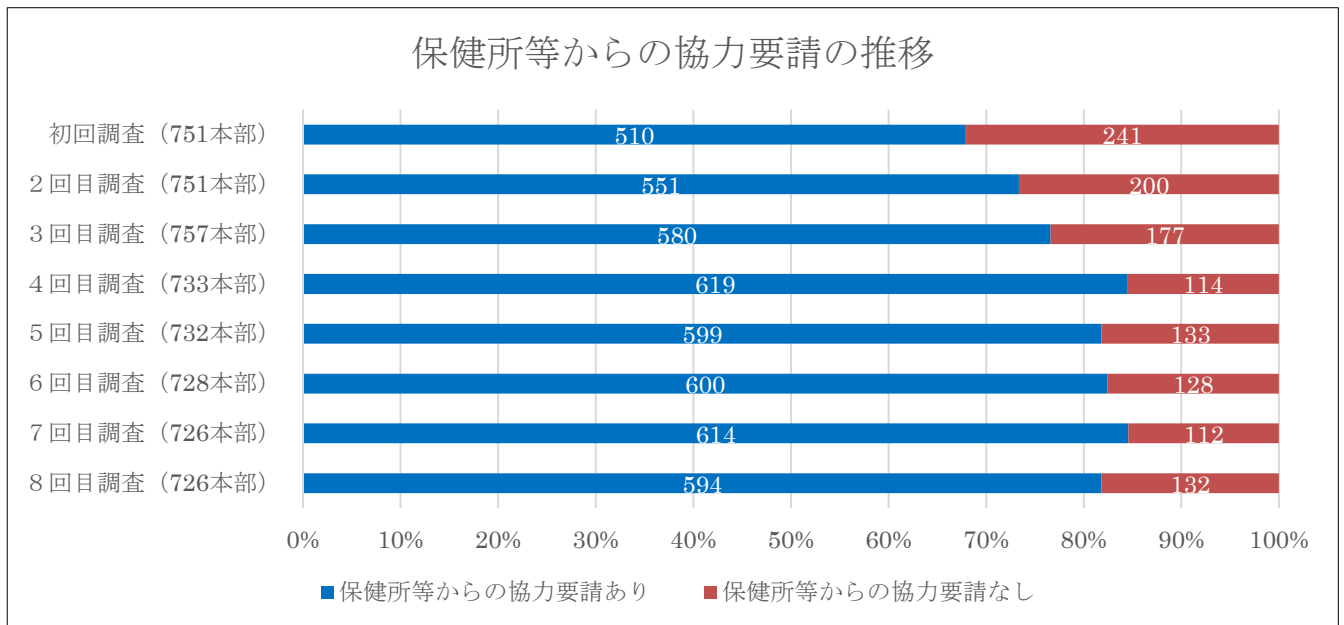
宮崎県(7本部):4本部は協議を終え合意したが協定等締結に至っていない。1本部は保健所等との間で協議中。2本部は保健所等から再協議の申し出がなく、協定等締結の見込みは立っていない。

(参考)協定等締結率でみた日本地図



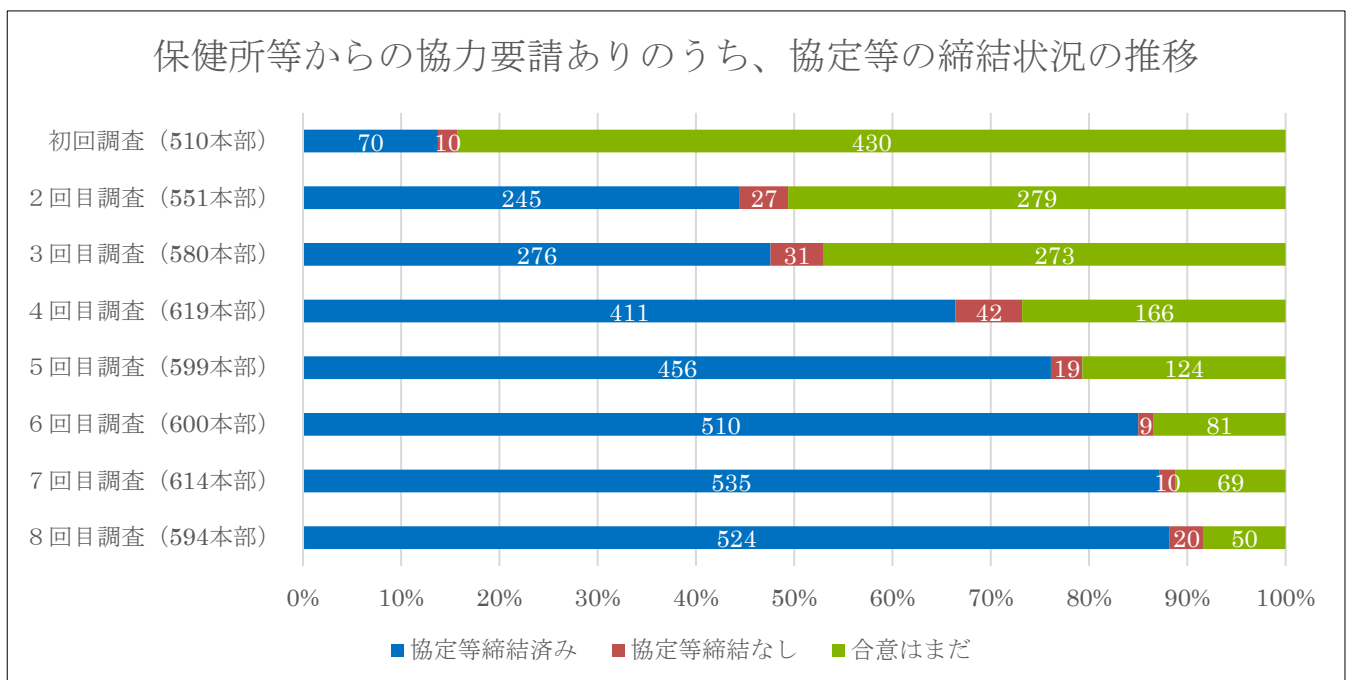
3 初回から8回目調査(令和2年度調査)までの協定等締結状況の推移

図6 保健所等からの協力要請の推移



※ 1～3回目調査までは協力要請のあった保健所数で集計しており、消防本部数と一致しない場合がある。

図7 保健所等からの協力要請ありのうち、協定等の締結状況の推移



(参考 調査依頼日及び基準日)

- | | | | |
|----------|------------------------------|-----|---------|
| ・ 初回調査 | 平成 27 年 1 月 23 日(消防救第 3 号) | 基準日 | 調査票記入時点 |
| ・ 2 回目調査 | 平成 27 年 4 月 21 日(消防救第 51 号) | 基準日 | 調査票記入時点 |
| ・ 3 回目調査 | 平成 27 年 8 月 13 日(消防救第 113 号) | 基準日 | 調査票記入時点 |
| ・ 4 回目調査 | 平成 28 年 8 月 8 日(消防救第 134 号) | 基準日 | 調査票記入時点 |

- ・ 5回目調査 平成 29 年 10 月 3 日 (消防救第 184 号) 基準日 平成 29 年 10 月 1 日
- ・ 6回目調査 平成 30 年 10 月 11 日 (消防救第 196 号) 基準日 平成 30 年 10 月 1 日
- ・ 7回目調査 令和元年 9 月 20 日 (消防救第 144 号) 基準日 令和元年 8 月 1 日
- ・ 8回目調査 令和 2 年 8 月 3 日 (消防救第 193 号) 基準日 令和 2 年 8 月 1 日